

(別紙)

## 厚生労働省の業務改善事例 (平成23年2月第3週までの報告分)

### ○改善事例1

中小企業雇用安定化奨励金と短時間労働者均衡待遇推進等助成金の統合に関するパンフレットの掲載

#### 【改善点】

有期契約労働者の雇用管理の改善を図るための助成金である「中小企業雇用安定化奨励金」と、パートタイマーの待遇を正社員と均衡のとれたものにするための助成金である「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」は、平成23年4月1日に統合予定です。

また、平成23年4月からは、新たに「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設する予定です。

これについて、従来の奨励金の移行期間における経過措置や、新たな奨励金の概要、新たな奨励金の創設に伴う注意点などをまとめたパンフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載しました。

(参考) 中小企業雇用安定化奨励金と短時間労働者均衡待遇推進等助成金  
平成23年4月1日に統合予定です(パンフレット)

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/pdf/63.pdf>

(照会先)

雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課 業務係(内線7870)

## ○改善事例 2

平成23年4月以降の出産育児一時金についての御案内の掲載

### 【改善点】

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの措置として、出産育児一時金の支給額を42万円<sup>※</sup>とするとともに、病院等へ直接支給される「直接支払制度」が実施されてきました。

平成23年4月1日以降も、妊婦のみなさまの窓口での負担軽減を図るため、引き続き、支給額を42万円<sup>※</sup>とします。

また、直接支払制度を改善するとともに、直接支払制度への対応が困難と考えられる小規模施設等においては、受取代理の仕組みを制度化します。

この直接支払制度や、受取代理制度について、制度の概要や申請様式、関連通達等の情報を取りまとめ、厚生労働省ホームページに掲載しました。

※ 妊娠週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度による加算対象出産では無い場合は、39万円となります。

### ○直接支払制度

出産育児一時金の申請と受け取りを、妊婦さんに代わって病院等が行う制度です。出産育児一時金が病院等へ直接支給されるため、退院時に窓口で多額の出産費用を支払う必要がなくなります。

### ○受取代理制度

妊婦さんが、加入する健康保険組合などに出産育児一時金の申請を行う際、出産する病院等にその受け取りを委任することにより、病院等へ直接支給される制度です。退院時に、妊婦さんが窓口で多額の出産費用を支払う必要がなくなります（健保組合などへの申請自体は、妊婦さんが行う必要があります。）。

なお、受取代理制度を導入する施設におかれては、厚生労働省への届出が必要となります。

（参考） 出産育児一時金の支給額・支払方法

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken09/07-2.html>

（照会先）

保険局総務課企画調査係（内線 3218）

### ○改善事例 3

「ジョブ・カード制度」のご案内の更新

#### 【改善点】

ジョブ・カード制度の職業訓練である有期実習型訓練（訓練を通じて正社員化を目指すもの）は、これまで新規学校卒業後6ヶ月以内の方を対象外としていましたが、新規学校卒業者を取り巻く雇用情勢が厳しいことから、平成23年4月1日以降に開始する有期実習型訓練について、新規学校卒業者の方も対象となります。

ジョブ・カード制度については、これまでも厚生労働省ホームページで御案内してきましたが、これらの制度変更を踏まえ、ホームページを更新しました。

なお、ジョブ・カード制度は、平成22年10月に実施された行政刷新会議による事業仕分け第3弾前半の評価結果を踏まえ、ジョブ・カード制度の関連事業については、現行の手法による事業は廃止し、見直しを行った上で、新たな別の枠組みへ移行するなどとし、平成23年度以降も、引き続き推進することとしています。

（参考）「ジョブ・カード制度」のご案内

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job\\_card01/index.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/index.html)

（照会先）

職業能力開発局実習併用職業訓練推進室

キャリア政策係（内線 5959）

## ○今週の現場訪問・意見交換

「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」の開催

### 【概要】

2月12日(土)、愛知県名古屋市において、中国残留邦人等の方々の苦難の人生と現状について、知って、理解を深めていただき、地域社会での支援の輪が広がることを目的に「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催しました。

このシンポジウムでは、中国残留邦人の苦難の人生を描いた「劇団公演（望郷・そして飛翔）」や、著名人や有識者、帰国者等による「パネルディスカッション」を行いました。

当日は、名古屋市をはじめとして近隣の市町村や近県等から約450人が来場し、盛会裡に終えることができました。来場者からは「中国残留邦人等の方々への理解が深まり、良い機会だった。」、「帰国された方々が日本に帰ってきて良かったと思っていただけるよう、自分のできることを考えていきたい。」などといった感想が寄せられました。

厚生労働省では、中国残留邦人等の方々が、地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう、身近な地域で日本語を学ぶ場や地域住民の方々と交流を深める機会の提供といった支援を行っています。今後とも皆様のご理解と温かいご支援をお願いします。

### 【会場の様子】



(劇団公演(望郷・そして飛翔))



(パネルディスカッション)



(資料展示)



(会場)

【シンポジウムのホームページ】 <http://zanryuhojin2011.com/>

(照会先)

社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室自立援護係(内線 3468)

(注) この資料は、厚生労働省内の各部局において実施した業務改善事例や実態把握のための取組の中から、主なものを抜粋し、取りまとめたものです。